

○契約の相手方の決定の方法又は選定基準

- ① 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定する団体であること。
- ② 管内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。

○契約の相手方になろうとする者の申込の方法
見積書の提出による。

○令和 7 年度 地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約の公表

物品又は役務の名称	物品又は役務の概要	契約相手方		契約年月日	契約期間	契約金額（税込）
		名称	所在地			
びん仕分け業務委託	ストックヤードに搬入されたびんの仕分（異物除去、色ごとの選別）を行う。	（公社）十和田市シルバー人材センター	〒034-0083 十和田市西三番町1-37	R7.4.1	R7.4.1～ R8.3.31	11,583,679円
廃棄物処理手数料収納等業務委託	施設に搬入された廃棄物を計量し、計量結果に基づき、搬入者から廃棄物処理手数料を収納する。	（公社）十和田市シルバー人材センター	〒034-0083 十和田市西三番町1-37	R7.4.1	R7.4.1～ R8.3.31	6,304,600円

○契約の相手方を決定した理由

上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。（また、当該業務を委託することにより一定の政策目的達成のためになるもの）